

総務常任委員会

平成27年9月18日（金曜日）

総 務 常 任 委 員 会

平成 2 7 年 9 月 1 8 日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 9 号 平成 2 7 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 1 2 号 旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 議案第 1 3 号 旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 4 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 5 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院中期目標を定めることについて
- 議案第 1 8 号 財産の取得について
- 議案第 1 9 号 財産の取得について

出席委員（7名）

委員長	向 後 悦 世	副委員長	林 晴 道
委員	高 橋 利 彦	委員	木 内 欽 市
委員	平 野 忠 作	委員	伊 藤 保
委員	太 田 將 範		

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議 長	景 山 岩三郎	議 員	米 本 弥一郎
-----	---------	-----	---------

説明のため出席した者（23名）

副市長	加瀬 寿一
行政改革推進課長	佐藤 一則
企画政策課長	横山 秀喜
税務課長	林 利夫
会計管理者	高木 松夫
病院事務部長	飯塚 正志
その他担当職員	11名

秘書広報課長	飯島 茂
総務課長	加瀬 正彦
財政課長	林 清明
市民生活課長	大木 廣巳
消防長	品村 順一
監査委員局長	田杭 平三

事務局職員出席者

事務局長	阿曾 博道
副主幹	榎澤 茂

事務局次長	高安 一範
-------	-------

開会 午前10時 0分

○委員長（向後悦世） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

委員の皆さんにおかれましては、本日は大変足元の悪い中、ご苦労さまでございます。健康面には十分留意されまして、慎重審査のほど、よろしくお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了解願います。

ただいま出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、米本弥一郎議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

本日、景山議長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） おはようございます。

委員の皆さん、そして職員の皆さん、ご苦労さまでございます。総務常任委員会、よろしくどうぞお願いいたします。

そして、先日の防災訓練には、皆さん大変お忙しい中、ご苦労さまでございました。

本日は、一般会計、補正予算を含む7議案について審議をしていただくことになっております。よろしくどうぞお願いいたします。

慎重なる審査をお願いをいたしまして、簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。向後委員長、よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬寿一） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。また、13日の防災訓練、ご参加いただきまして、誠にありがとうございました。改めて御礼申し上げます。

まず初めに、昨日の朝、発生いたしましたチリ沖地震に伴います津波への対応について、この機会を捉えましてご報告いたします。

地震の発生は、昨日の午前7時54分ごろ、マグニチュードは8.3という情報でございました。そして、日本にも津波が到達するおそれありという情報が、まずありました。市では昨日のうちに、警報が発令された場合の態勢を確認しまして、準備を整えていたところでございます。

本日、午前3時に気象庁が津波注意報を発表いたしました。それに伴いまして、この発表と同時に、市といたしましても、防災無線で注意喚起の放送をいたしました。併せて市職員を災害対応マニュアルに基づき配備して、警戒態勢をとっております。ただいまも、その状況でございます。

その時点で、千葉県太平洋側の津波到達予想時刻は午前5時30分ごろ、予想される津波の高さは最大で1メートルという情報でございました。その後の結果でございますが、今の時点で、午前7時26分、銚子港で10センチの津波を観測、こんな状況でございます。ただ、津波注意報は現在も継続中であり、注意配備を継続している。本日そんな状態で配備をしております。

以上で、津波に関する市の対応についての報告を終わりにして、本日の委員会について申し上げます。

本日審査をお願いいたします議案は、ただいま議長のほうから挨拶にありましたとおり、全部で7議案でございます。

まず、予算関係が1議案、議案第9号の平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、次に条例関係が3議案、議案第12号の旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、議案第13号、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。それと病院の独法化関係が1議案でございます。議案第15号の地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院中期目標を定めることについてであります。それと契約案件、財産の取得についてが2議案ございまして、議案第18号は消防団が使用する消防ポンプ自動車2台の購入についてです。議案第19号は、これも消防団用のデジタル無線装置一式の購入でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しまして、簡潔、明瞭に答弁するよ

う努めてまいります。何とぞ全議案、可決くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世）　ありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（向後悦世）　ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月3日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第9号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、議案第13号、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院中期目標を定めることについて、議案第18号、財産の取得について、議案第19号、財産の取得についての7議案であります。

初めに、議案第9号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（林 清明）　それでは、議案第9号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

本会議でも申し上げましたが、今回の補正額12億8,680万円を加えた後の予算規模は、286億5,930万円で、前年度の同時期と比較しますと4.8%の減となっております。

補正予算書の8ページ、お願いいたします。

18款の繰越金について申し上げます。

平成26年度決算に基づく繰越金、実質収支額は、議案第1号の決算認定で申し上げましたとおり、21億8,599万5,000円となっております。

予算計上額は、当初予算で4億円、6月の補正予算で350万2,000円。そして今回、補正財源に必要な11億4,297万1,000円を計上したところでありまして、補正後の繰越額、予算額は15億4,647万3,000円となります。したがって、26年度決算に基づく繰越金21億8,599万5,000円から補正後の予算額15億4,647万3,000円を差し引いた6億3,952万2,000円、これを

今後の補正財源として留保しているものであります。

以上で、議案第9号のうち財政課所管部分について補足説明を終わります。

○委員長（向後悦世） 市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） それでは、議案第9号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをお開きください。

歳入になります。

12款2項1目3節戸籍住民基本台帳手数料、説明欄1の個人番号通知カード再交付手数料5,000円及び説明欄2の個人番号カード再交付手数料8,000円ですが、番号法の施行に伴いまして、10月5日より通知カード、来年1月1日より個人番号カードの交付が開始されます。国庫補助により初回の交付は無料ですが、紛失等による再交付の場合、手数料を負担していただくことになるため、それぞれ10件と見込み、科目の設定をするものであります。

続いて、13款2項1目1節総務管理費国庫補助金、説明欄1の個人番号カード交付事業費補助金2,364万8,000円は、地方公共団体情報システム機構へ通知カード・個人番号カードの作成等関連業務を委任し、交付金を交付することになるため、その経費に対する補助金であります。

また、説明欄2の個人番号カード交付事務費補助金213万7,000円は、市町村における個人番号カード交付事務に係る経費に対しての補助金であります。

続いて、補正予算書の9ページをお開きください。

歳出になります。

2款3項1目説明欄1の住民基本台帳事務費2,605万4,000円ですが、通知カード・個人番号カードの交付事務に係る経費を計上したものであります。

主な補正の内容としまして、臨時職員4人分の雇用保険及び賃金、また住基ネット端末1台分の増設費用、交付通知書等の郵送料、地方公共団体システム機構への交付金を計上しました。

交付金につきましては、次の10ページをご覧ください。

交付金2,364万8,000円は、全額国庫補助金で交付されますので、7ページの歳入による金額と同額を計上しております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、同じく補正予算について企画政策課所管の補足説明をさせていただきます。

補正予算書のほうは、11ページをお開きください。

8款4項2目説明欄1、被災者住宅再建支援事業1,450万円です。この事業は、国の被災者生活再建支援制度の対象とならない被災世帯に対して、県の補助事業として支援するものです。

支援内容ですが、液状化等の住宅地盤被害により、半壊または一部損壊の被害を受けた世帯が住宅の基礎の修復や地盤の復旧を行った場合、その費用に対して100万円を上限として、また半壊被害を受けた世帯が住宅を補修した場合、25万円を上限として支援するものです。

財源ですが、7ページのほうをお開きください。

歳入の14款2項5目説明欄1、被災者住宅再建支援事業補助金1,450万円、補助率は10分の10です。本事業の財源は、全額県の補助金ということになります。

当初予算は、この事業の申請が本年3月に終了するものとして計上したのですが、市内の被災世帯におきましては、住宅の補修を検討されている世帯がまだありますので、県に支援制度の延長を要請してまいりました。その結果、支援制度の改正が行われ、事業の申請期限が1年間延長されましたので、申請者の増加を見込み、補正でお願いするものであります。

企画政策課からは以上でございます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 本会議で補足説明申し上げたとおりでございますので、本委員会では補足はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 議案第13号につきましても、本会議で補足説明申し上げたとおりで
ございます。本委員会での補足はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。
続いて、議案第14号について補足説明がありましたらお願いいたします。
市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） 議案第14号につきましても、本会議で補足説明させていただい
たとおりですので、本委員会での補足説明はございません。

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。
続いて、議案第15号について補足説明がありましたらお願いいたします。
企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 議案第15号の議案ですが、全員協議会及び本会議で補足説明さ
せていただいたとおりです。特に補足はありませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
高橋委員。

○委員（高橋利彦） この問題で、中期目標とかなんとか言いますが、市としては、これらの
目標を作るための組織というのは、どういうふうになるのかお尋ねします。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） まず、下準備といえますか、原稿草案、この辺の検討につつま
しては、独法化の準備室を中央病院の職員と企画政策課の職員で構成しています。その辺で
草案を作りまして、実際には評価委員会のほうに2回かけておりまして、その辺の意見をし
んしゃくしまして、最終的に議案という形になったものでございます。

○委員長（向後悦世） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 中央病院に全部任せるわけですが、今度はね。実質は。そういう中で、何
で中央病院が入らなくちゃならないのか。市独自で立てなくちゃ、結局、中央病院の職員が
入ったら、市の中期目標にならないんじゃないかと思うんですが。

○委員長（向後悦世） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 基本的には、市のほうで最終的に市長が了解して作り上げるというものなんですけれども、現場のほうのいろんな技術的なもの、これに関しては、我々、行政側だけではちょっと難しい部分もありますので、その辺は中央病院の指示するとおりに作るという話ではないので、ご理解のほうをお願いしたいなというふうに思います。

最終的にそのような計画で妥当かどうか等も含めて、専門の評価委員会のほうにかけてと
いうことでやっておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 本来なら、いずれにしても独法になろうと市の病院なんですよ。その中でやはり執行サイドから幹部職員を送って、それで中央病院の内容を把握する。そして、今度はその意向を酌んだ中で、市が中期目標を立てると。これでは全然中央病院の中身を知らないで、まして中央病院の職員に云々したら、市の主体性が全然ないじゃないかと思うんですよ。そういう中で、今後、独法を進めた場合、病院経営はどうなるか、かなり危惧されるんですが、そういう中でやはり市に独法対応部署ですか、それらを作るべきだと思うんですが、その辺お尋ねします。

○委員長（向後悦世） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） その辺の組織のあり方ですとか、そういうものに関しましては、この場で、私のポジションではちょっと答えづらいと思いますので、しっかりと上司のほうに伝えていきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 副市長。

○副市長（加瀬寿一） 組織、病院を、特に独法へ動きます。それを見る組織は作る予定であります。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） ある程度どういう構想かお尋ねします。

今までも結局これだけの病院を持っていて、市は我関せずなんですよ。あまりにも無責任きわまりないと思うんですよ。一般民間企業であれば金を出します、全部尻拭いはします、どうぞおやりください。受けたほうは、こんないい経営のやり方はないわけですよ。だから、ある程度そういうことを、どういう組織を作るか、もう既に間近に迫っている中である程度

は構想あると思うので、その構想をお尋ねします。

○委員長（向後悦世） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬寿一） 中央病院、これまでも地方公営企業法全適ということで、事業管理者を置いて、きっちりと仕事をしてきております。そんな一部事務組合から立ち上がって、ずっとそういう形でやってきました。

その間、市それぞれ直接病院の中身を詳しく知る立場の者が正式に中央病院を管理する、そういう場面が実質ございませんでした。それは高橋委員おっしゃるとおりです。その管理部門につきましても、事業管理者のもと、管理部門についても病院が管理するということで、病院自体をやってきております。これから、もちろん独法で、さらに市としても、もっと見る必要あるというふうに思っております。

今の段階ですと、市の内部、今までその独法にかかわってきたところは政策部門ということで、企画がやってまいっております。ですから、今の私の範囲では、一番市としてその部分を積み上げてきた、少なくとも市としては一番分かっている企画、どこの課とかそういうことはまだ協議しておりませんが、かかわってきた企画を中心に、そこを組織として見ていく、そんなふうに今のところは考えています。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 病院の中を全然知らないで、それでできると思いますか、副市長。ちょっとあんまりお粗末過ぎないですか。今の病院の経営、副市長よく知っているでしょう。どうなっているか。そんな中で、今後このまま推移したら、その負担がどれだけ旭市にかかるか十分知っているでしょう。市は市として独法になっても、やはり向こうへ職員を送って、病院の中を十分把握した中で、この中期目標を立てる必要があると思うんですよ。その辺よく考えてくださいよ。あとは言ってもしょうがないですから言いませんよ。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 前回もちょっとお尋ねしたんですが、この人事評価制度についてどのようなシステムなのか、詳しくお願いします。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 人事評価制度に関しましては、前回の全協のときも議論あったと思うんですが、この後の中期計画の中で、まだ私も表現を見ていませんが、具体についてはどのような制度ということで書かれるかなと思っています。ただ、独法化のほうの大きな目的の一つの中で、職員の意識改革、やる気を起こさせるみたいなものも掲げられていますので、その辺につきましては、中央病院側が職員に対して数回きちっと評価制度を設けて、頑張れる職員が報われるといったような制度を作りますというような説明をしているというふうに聞いています。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） ですから、例えば何人が評価をして、評価をした人は上に上げるとかと、そういう具体的にちょっと教えてもらいたいですけれども。評価制度でいいと見られた職員は、年功とか関係なく上へ上げて、ポストも与えてと、そういう具合になるんですか。給料とか上がるんですかということです。具体的に。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 総務常任委員会ですので、手元に人事制度の詳細なやつは持ってきていないんですけれども、基本的に多分、市と同じような評価制度でやっていると思うんですけれども、SからDまでの、ですからS、A、B、C、Dというような5段階評価をそれぞれの上司、それからその直属のさらに上の者、ですから職員であれば課長、私というような形で評価をいたしまして、それぞれ通常Cの者は4つ号給で上がるんですけれども、それがAになると5つ、Sだと6つ上がるというふうな形で、その逆でCとかDは……、違いますね、すみません。S、A、BだからBが4つで、C、Dは4つから1つずつ落ちていきます。ですから、4を基準として、上に2段階、下に2段階というような形で評価をして、それは給料等に反映されます。

それで、先ほど申した抜てきということにつきましては、基本的にはそれに伴って抜てきということは、基本的にやっていません。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 今、市の人事考課ということで、今年度から施行ということで全職員やるという形になりました。

去年までの状況ですけれども、課長職については人事考課制度ということで、それぞれ目標を定めて、その目標が達成できたのかどうか、それとそこに至るまでの経緯、それらをペーパーにして出させております。その中で、評価者、当然、市長、副市長、それから職員を全部挙げてもらった中で、きちんとできていた、点数化、いわゆるできたできないというのを点数化いたしまして、つけることになっています。

具体的には、80点を超える点数になったものについては、勤勉手当で翌年度のところに若干の反映があるということでございます。今の制度、形として、そういった今、木内委員が求めているようなことであれば、勤勉手当で若干の反映があるということになります。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） その目標を定めて云々とありますが、これね、人が人を評価するんですよ。ですから、私はよく分かりませんが、自分の気に入ったのを、いい評価したくなりますよね。それは本当はいかんでしょうか。自分が言ったことに逆らう部下、表現が悪いですが、そういう人は自分の言うことをきかないと、刃向うという言い方はおかしいんですが、何かをやろうとしたら、それはまずいでしょうと、そういう意見が下から出なくなっちゃうんじゃないかというような心配をするわけです。ですから、上の人はいいかもしれない、評価する人は。評価された人は、いい評価をもらおうと。それをあえて市でも病院でもあつて、そのために思って、これはまずいと思って上に意見をするといった人は、評価が下がっちゃうんじゃないかと、そんな心配もあります。

それで、例えば銀行だとか、証券会社だとかであれば、売上げですぐ出ますよね。この人が幾らノルマを達成したとか、目標を達成した、それはすぐ出るでしょうけれども、この人事評価というのは、そういうことを危惧するので、そういうあれで今質問しているんです。

だから、この前も聞いたように、一部の職員かも分かりませんが、病院の職員に対しては、職員はあまり評判がよくない。ですから、職員に対してアンケートをしたらどうですかというような提案をしたんですが、説明はしたようですが、職員からアンケートをとってみる、どうということかと、そういうことをやるようなお考えというのはないですか。

○委員長（向後悦世） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 人事評価制度については、毎年職員に説明する機会を設けております。その際には、当然、質問とか、それからそういう制度についてのいろいろな質疑を行ったりする経過で、関心のある者からはちゃんと意見が出ております。

それからあと、今申したその制度自体の信頼性ですとか、それから妥当な評価があるかどうか、そういったものについては、基本的には人事評価者である幹部の職員ですけれども、そういった者が研修を受けることによって、基本的な制度の中身については、きちっと分かるようにしております。

それから、先ほども出ました２段階の評価ということで、直属の上司の好き嫌いをそのまた上の者が当然管理しておりますから、そういった個人的なもので評価している場合は、当然それを上の者がひっくり返しますので、そういったえこひいき的なものというのは、今のところというか、まだ始めて何年ですけれども、今のところはないというふうに思っております。

○委員長（向後悦世） 木内委員。

○委員（木内欽市） 最後に、皆さんがさっきおっしゃいました、職員のやる気を起こさせるためにというこの制度ですから、逆にやる気をなくさないようにということを十分ご配慮願いたいと思います。

事務系の仕事を一生懸命やっていたって、黙々としゃべらなくても仕事ができる人もいると思うんですよ。外交的に上手な人もいると思うので、そういう点もあるので、話は違いますが、職員の就職でも、はきはき答えられたとか言いますが、はきはき答えなくたって優秀な人はいるんですよ。寡黙な人もいるわけですから、それも一理あるでしょうけれども、そういうことのないように、地味ながら一生懸命やっている人もいますので、くれぐれも職員のやる気がなくなるような制度では困りますので、よろしくお願いしますと思います。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

太田委員。

○委員（太田将範） 中期目標ということなんですけれども、具体的な数値関係がほとんどない目標になっていますけれども、これからそういった形でも、これは何%ぐらいやるんだとか、この部分はどれだけ伸ばしていくんだとか、そういった具体的な計画というのは、これから出てくるんでしょうか。ちょっとお伺いします。

○委員長（向後悦世） 太田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 今おっしゃいました具体的な数値、数値で表せるものと表せないものとか、いろいろあると思いますけれども、具体的にこの指示事項を受けて、今、中央病院のほうで、これが可決されたならば、これに基づいた中期計画というのを作るようになります。

ます。その中でより具体的なものが記載されてくるといことになると思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（向後悦世） 太田委員。

○委員（太田將範） だいたい手続きは分かりましたけれども、これだけですと非常に抽象的で、賛成していいものか、悪いものか、ちょっと分からないというような判断になろうかと私は思うんですけれども、その中期計画というのは、具体的に議会にはかってくるということなんでしょうか。

○委員長（向後悦世） 太田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 次の12月定例議会で中期計画を予定であれば提案したいと考えています。よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

林晴道委員。

○委員（林 晴道） この独法化に関しての議案、条例が、今まで企画のほうから出ていた都合で、病院関係者にお伺いすることはできなかったんですが、きょうはいらっしゃるようなのでお伺いしたいんですけれども。この15号議案に対して、何かしら病院として企画のほうとの打ち合わせや具体的な話があったのかどうなのか。それから、この中期計画に対してどのように思っているのかをお伺いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 病院側と市のかかわりですけれども、基本的に病院の職員3名を市の企画課のほうに設けられました準備室のほうに、兼務職員として出向させて、そこで市の職員と一緒に作成しているということで、当然どういう経過かということについては、その職員らを通じまして、病院の執行部も了解しております。

それから、過去何回かそのことを前提に、市と病院との意見交換会という形で、その中身についてのやりとりを行って、最終的にこの中期目標が評価委員会のほうにかけられて、でき上がっております。

それから、あくまでも市が作る中期目標でありますので、病院としてはこれについて特に問題があるというふうなことは全く考えておりません。

○委員長（向後悦世） 林委員。

○委員（林 晴道） どういう経過か聞いているということなんですけれども、具体的にどのようなことなのかを聞きたいと思います。

それから、今度は中期計画に移るに当たって、どのような今後対策だとか、課題があつて話をしていきたいということがあるのかをお伺いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時41分

○委員長（向後悦世） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 病院に対してというご質問で、中期計画を作成するに当たり、どのようなことが問題になっているかみたいなご質問だと思います。

それに関しましては、この中期目標、これが可決いただいたならば、その指示に従って病院側が作成にかかる。現実的には、それだと遅いので、これが可決する前提で作業は進めています。市からの指示ということで、特に問題がないという判断で作っているというふうに聞いています。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

続いて、議案第18号について補足説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（品村順一） それでは、議案第18号、財産の取得について、消防ポンプ自動車（CD-I型）2台の補足説明を消防本部より申し上げます。

今回、仮契約を締結しました消防団用消防ポンプ車（CD-I型）2台につきましては、応札が9社ございました。

落札者につきましては、GMいちはら工業株式会社が2台の総額3,824万1,801円で落札いたしました。

車両は日野自動車でございます。

配備先につきましては、旭地区、十日市場岡を管轄します第1分団第3部と宿天神、新川、馬場若衆内を管轄します第4分団第2部となります。

それぞれ現有する車両は、平成9年に配備しまして、既に18年が経過しております。老朽化により性能低下した車両を消防団車両整備計画に基づきまして、更新をお願いするものがあります。

以上で、議案第18号、消防本部総務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第18号について質疑がありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 晴道） お伺いいたします。

18年経過した車両ということで、性能低下があり、整備計画ですか、それに基づいて更新しているとのことですが、次年度以降も同じような整備計画があるものなのかどうかお伺いします。

○委員長（向後悦世） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（品村順一） 林副委員長から次年度以降も整備計画はあるのかというご質問です。

現在、消防団の車両は49台ございます。内訳といたしまして、タンク車が7台、ポンプ車が12台、小型ポンプ積載車が30台となっております。その中から17年から18年経過しました車両を計画的に更新しております。ただし、合併前の市、各町におかれまして、整備年度に差がありまして、現在調整を図っております。来年度の更新予定は、ポンプ車1台、小型積載車3台、小型エンジンポンプ2台となっております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 林委員。

○委員（林 晴道） 18年度ぐらいで老朽化だとか、それに伴って再整備をしているということではありますが、49車両あるということで、年間に換算したら何台かなというのはすぐ出るわけですが、合併が10年前にあったために、その整備計画にいろいろ時期的なもののずれがあるかとは思いますが、やはり今、消防団の団員不足だとか、なかなか団員の活

動にいろいろお願いしている部分が市としてもあろうかと思うので、何とか差がないように、うちの団だけちょっと古いんだよとか、そういうことがないように、整備をしていただきたいなというように思うんですが、ここで小型車両全体の価格ですか、これはだいたいどのぐらいのものなのかお伺いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（品村順一） ただいまご質問の小型積載車、価格はどのくらいかということでございますが、小型積載車は1台がポンプ車の約半額ぐらいの価格帯となります。装備状況にもよりますが、だいたい600万円から700万円ぐらいだと思います。

以上です。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第18号の質疑を終わります。

続いて、議案第19号について補足説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（品村順一） 続きまして、議案第19号、財産の取得について、消防団用デジタル無線装置一式の補足説明を申し上げます。

今回、仮契約を締結しました消防団用デジタル無線装置一式、消防団デジタル無線機34台・携帯型デジタル受令機17台につきましては、応札が2社ございました。

落札者につきましては、スイス通信システム株式会社が2,905万2,000円で落札いたしました。

電波法の改正に伴いまして、平成28年5月31日までにアナログ波からデジタル波に変更整備する事業でございます。

以上で、議案第19号、消防本部総務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第19号について質疑ありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 晴道） この19号議案ですか、予算組みの段階で、これなぜ追加議案となったのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（品村順一） ただいまのなぜ追加議案となったのかについてお答えを申し上げます。

県には平成27年度消防施設強化事業補助金の要望を行いましたが、要望した事業が全て採択され、6月末に内示がございました。例年ですと、5月から6月初旬に内示が出ますが、6月末に遅れたものでございます。

補助金の交付申請書は、提出期限が7月上旬まででしたので、早急に交付申請書を作成しまして提出しましたが、9月4日に決定通知があったばかりでございます。入札執行計画では、9月の入札日程でしたので、8月25日に臨時で入札を行いまして、追加議案として議会に上程させていただきました。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第19号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（向後悦世） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第9号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院中期目標を定めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（向後悦世） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

ここで11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時 5分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管事項の報告

○委員長（向後悦世） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は、随時報告してください。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） それでは、お配りしてあります第2次旭市行政改革アクションプラン推進期間の実績の資料をご用意していただきたいと思います。

平成22年度に策定いたしました第2次旭市行政アクションプランが、平成26年度で推進期間を終えましたので、5年間の取り組み実績の概要についてご報告いたします。

この実績につきましては、外部委員で組織する行政改革推進委員会にはかり、その後、市長を本部長とする内部組織であります行政改革推進本部で決定されたものであります。

それでは、4ページをお開きください。

左の表につきましては、5年間の評価結果を取りまとめたものであります。

右下に表がございますが、こちらにつきましては、評価の考え方でございまして、完了から実施困難まで6つの区分で評価をしております。

第2次旭市行政アクションプランに定めた取り組み自体は、68項目でありますけれども、複数の課にまたがる取り組みにつきましては、課ごとに評価を行いましたので、左表の下から2行目の合計欄にありますとおり、評価項目数は85となります。

その横になりますが、評価結果としましては、完了が32、順調が24、おおむね順調が16、停滞が7、未実施が1、実施困難が5となりました。完了、順調、おおむね順調を合わせますと84.7%となりまして、順調に計画のほうが進捗できたものと考えております。

この後、5ページから27ページまでにつきましては、推進期間の取り組み実績及び今後の

方向性について個々の内容を載せております。本日は、時間の関係もありますので、一つ一つの説明は省略させていただきまして、主な項目を何点かご説明いたします。

文字が小さくて、大変申し訳ありませんけれども、5ページをご覧になっていただきたいと思います。ちょっと見つらくて申し訳ありません。

表の4番になります。

これ取り組み事項、契約検査機能の強化につきましては、平成23年4月から財政課に契約検査班を設置しました。検査の一元化によりまして、工事の適正な履行が確保されました。

続きまして、2段下の6番、班統括者の明確化につきましては、平成26年4月から原則5級副主幹を班長とし、班の指揮・調整を担う者を明確にいたしました。

6ページをご覧になっていただきたいと思います。

7番、第2次定員適正化計画に基づくさらなる職員数の削減につきましては、採用者数を対象者数の2分の1程度に抑えた結果、5年間の削減目標は50人でしたが、実績としまして69人の削減となりました。今後も引き続き第3次定員適正化計画に基づき、職員数の抑制に努めてまいります。

9ページをご覧になっていただきたいと思います。

9ページの21番の②なのですが、旭市クリーンセンター業務の一部民間委託につきましては、粗大ごみ処理の民間委託を試算したところ、費用の増大が見込まれたため、実施を見送りました。今後は、ごみ処理広域化の動向を見ていくことといたします。

続きまして、11ページをお願いいたします。

11ページの29番の②なんですけれども、海上キャンプ場の指定管理者の活用につきましては、平成26年4月1日から指定管理者制度を導入したため、完了となりました。

続きまして、12ページをお願いいたします。

一番下の36番なんですけれども、公園管理の一元化につきましては、関係課と協議はしたものの、一元化によりまして、かえって費用が増大するおそれがあるということで、停滞という評価になりました。今後は各所管課により管理方法等の見直しを継続することとしております。

続きまして、14ページをお願いいたします。

14ページの40番から、飛びますが20ページの44番の9までは、市税、国保税ほか各債権の収納率の向上と滞納の解消に関する取り組みになります。平成24年6月から行革内に徴収対策室を設置しまして、債権所管課と連携しながら、滞納者への滞納をより強化しました。そ

の結果、計画の策定前と比較しますと、全ての債権で収納率が向上し、滞納額も大きく縮減されました。

少し飛びまして、22ページをお願いいたします。

22ページの51番、市庁舎建設の検討につきましては、停滞であります。建設地の決定後に建設基本計画を策定するため、次期計画へ引き継ぎ、機能の集約も併せまして進行管理を行っていきます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

56番の①学校給食センターの統廃合は完了です。第二学校給食センターと第三学校給食センターを統合し、新第二学校給食センターが平成24年9月に稼働し、安全な学校給食の提供と業務の効率化が図られました。

続きまして、56番の②保育所の統廃合は完了です。飯岡地区の3つの保育所を統合した、いいおか保育所が平成26年4月に開所しました。これにより保育環境が改善され、一時預かりなど子育て支援サービスが向上しております。

25ページをお願いいたします。

61番の①公共施設（旧学校用地）の跡地の処分につきましては停滞です。旧海上中学校の土地の境界確定と飯岡中学校の新校舎建設が遅れるなどしたことによりまして、跡地利用の決定に至らなかったため、継続して進行管理を行うこととなりました。

少し飛びまして、28ページをご覧になっていただきたいと思います。

28ページにつきましては、第2次アクションプランによります推進期間5年間の効果額であります。結果としまして、数値として表せるものとしまして、効果額24億237万4,000円となりました。

その内訳につきましては、35ページまでが内訳となっております。詳細につきましては、後ほどご覧いただきたいと思います。主なものとしましては、職員の削減効果が約13億円、市税ほか各債権の徴収対策の取り組みによる効果が約6億5,000万円となりました。

以上、項目を絞って説明いたしましたけれども、本計画により得られました効果に満足することなく、今年度からは新たに策定しました第3次アクションプランにより、市の将来を見据えた効果的な行政改革を職員一丸となって推進してまいりたいと思います。

以上で説明を終わります。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたしま

す。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 今アクションプランの説明があったわけですが、そういう中で今回の合併、これは行政のスリム化、これが何ととっても一番の目標であったわけでございます。そういう中で現在、交付税が減ったときには、そのまま行政運営が今まで同様にできるのか、まずお尋ねします。

○委員長（向後悦世） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 一般質問でも何度かお答えしていると思いますが、当面は大丈夫だというふうに考えております。

○委員長（向後悦世） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 先般、行革検討委員会ですか、その議事録を見せてもらいましたら、平成30年くらいですか、シミュレーションでは基金を今度は食っていくと、そういうことが書かれていたんですが、その行革検討委員会の議事録の内容と今の課長の説明では、だいぶ話が違うんですが、なぜその辺違うのか。具体的に数字的なシミュレーションがありましたら、ざっくりで結構ですからお願いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） 行革のほうの関係から話ししますと、第3次のアクションプランの中に財政シミュレーションがございます。そのシミュレーションの中で、平成30年から財政調整基金が3億円程度繰り入れられるよというようなシミュレーションになっております。この第3次アクションプランの説明を行革の委員の前で説明をいたしました。そして、やはり今、委員と同じように、この辺から基金が繰り入れるのかということで、数字でここへ載っていますので、ちょっと危機感的な意見はございました。うちのほうも、その時の説明としましては、このシミュレーションの中で出した数字ですので、いろんな条件の中で出しておりますので、ただ将来的にこのシミュレーションでは、30年から取り崩すということで、財政推計がなっておりますという回答は、その場でいたしております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 今、行革の課長から話ありましたように、財政課長とは全然話が違うわ

けですよね。そういう中で、結局、合併のメリットというのは10年ということであったわけ
ですよね。そんな中で、なぜ10年でスリム化ができなかったのか。

それと同時に、財政課長にお尋ねしますが、去年の中央病院の決算状況、今年の決算状況、
十分これは担当課ですので、ご承知だと思います。そういう中で今度、来年から中央病院は
独法になるわけですよ。今まで26年、25年決算も、名目は黒字になっていましたが、実際問
題、病院の収支では赤字なわけですよ。例の退職金の関係があったから、黒字になった。し
かし、実質はそれがなかったら赤字なわけですよ。これは当然、今後続くと思います。一気
に改善はできないと思います。そういう中で、市本体が基金を食い潰す、それで今度は病院
が赤字になった場合、それは当座はやりくりはできますよ。あれは企業会計ですから。そう
いう中でどういうふうにしていくのか。

当然、中央病院を含めた今度は数字のシミュレーションもあると思うんですよ。市は基金
をこれから食っていく。病院も今見たら、実質病院の収支では赤字なわけですよ。来年は、
今度は病院も退職給与引当金を積んでいくから、実施経営は赤字になっちゃうわけですよ。
その辺のシミュレーション、どういうふうに作ってあるのかお尋ねします。

○委員長（向後悦世） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） まず、先ほど自分が言った当面大丈夫だということ、この財政シ
ミュレーションが違うんだ、なぜ違うのかということですが、シミュレーションはシミュレー
ションとして、どこまで行革が進められるかということについては、あまり盛り込めなかつ
たという結果が、財調を取り崩していかざるを得ないということでもありますので、例えば施
設の統廃合ですとか、職員のさらなる減ですとか、補助金の縮減ですとか、そういったこと
が進めば、この数字は変わってくるということで、アクションプランに載っているものが全
てできたという前提で作っていないということでご理解をいただきたいと思います。

それから、中央病院の経営についてですが、今まで一部事務組合の時代から地方交付税算
入分を繰り出して、それで経営していくんだという中で、しっかり経営をしてきていただい
ております。今後もそれでいくんだろうと考えております。

実質赤だろうということではありますけれども、現実にはまだ赤になっていないというこ
とでありますので、今後も赤にならないような経営をしてもらいたいということで考えてい
ます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 実質、赤にはたしか表面上はなっていないですよ。しかし、これは例の退職金の積み立てがなかった、市から繰り入れがあったから黒字になったわけです。しかし、来年からは退職金の積立金はない代わりに、退職給与引当金として積み立てる。そうでしょう。ちょっとここで休憩して。

○委員長（向後悦世） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時28分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 24ページ、この未利用資産の処分、海上中学校の跡地なんですけれども、これ処分となっていますが、処分というのは要するに売ることでしょう。そうじゃなくて、公共用地の活用も一つぐらい、あるいは処分という具合にはできないんでしょうかね。いきなり処分となっていますけれども。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 旧海上中については、新海上中が建った時点で一旦処分すべきという判断がなされたようですが、その後なかなか処分方法等が決まらないでいた中で、このアクションプランにも載りましたが、24ページにあるようなんですけれども、24年3月に未利用地の利活用の検討をした中で、一応処分候補地ということになっているということで引き継いでおりまして、ただ今回庁舎等の絡みもある中で、まだどうするのかが決まっていないという状況です。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） その下の旧分署、消防署、これは公共事業予定地にうたってあるでしょう。その下の下ぐらいにあるじゃないですか。海上分署の跡地ね。これは公共事業予定地とうたってあるんですよ。だから、ここは公共事業でいくということで、ここは処分とかは全然考えていなくて、何で海上中の跡地はこの処分と。処分じゃなくて、いろいろな事情があ

って、もしも公共事業とかに使ってもらえれば大きな財産なので、いきなり処分じゃなくて、併せて検討ということはできないんですかという質問です。

○委員長（向後悦世） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 下の海上中については道路用地となった部分……

（発言する人あり）

○財政課長（林 清明） 海上分署ですね。すみません。海上分署は道路用地になったので、公共事業用地と。

それから、海上中につきましては、先ほども申し上げましたが、一旦は処分するんだという事になったということでありまして、ただ今とまっているのは、先ほど申し上げたとおりいろんな理由があるのと、それから大きな土地でありますので、確かに委員おっしゃるように、有効な活用方法があるのかもしれないということで、今の庁舎の検討の後には、海上中をどうするのというのが再度検討されるべきだというふうに考えています。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） これね、約8,200坪で例えば処分した場合、坪1万円で売れたとしても8,200万円しかないわけですよ。1万円掛ける8,000、そうでしょう。違う。1万と1万で1億だから、だからたった8,000万円ぐらいで、倍に売れたって1億6,000万円しかないんですよ、あの広大な土地が。今、市が二百六、七十億円の予算で、これ8,000万円や1億円、これ急いで売って、お金を市が持ったからってどうということないと思うんですよ、私は。それで、その場合によく分からないんですが、これを売って市の収入が増えた場合に、交付税は多少なりとも減額になるんですか、この場合。

○委員長（向後悦世） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 交付税には影響しないと思います。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） それなら面白いんですが、減額されたら、身もふたもないんで、今確認のため聞いたんですが、ですから本当に先ほども言いましたが、たった8,000万円か1億円ぐらいのお金、売ったってそのぐらいしかないわけですよ。仮にね。売った場合に。この間、地価公示が出て、あの辺、坪6万円ですから。仕上げてでしょう。ですから、分譲するにしたって、業者は1万円か2万円しか買わないと思うんですけれども、ですから売却

って、今売って10億円も20億円も入って市の財政を潤すならともかく、売却というのは少し外してもらって、ほかの利用方法を考えていただきたいと思います。いかがでしょう。

○委員長（向後悦世） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） すみません、将来の利用方法についてまで答えていいのかどうかちょっとあれですけども、ただ行政改革、先ほど高橋委員からありましたが、コストを落としていくという中では、利用できない土地を持っていることは、逆にコストの上昇につながりますので、その辺との行ったり来たりも考えながら検討したいと思います。

○委員長（向後悦世） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（向後悦世） 以上で審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時34分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 向 後 悦 世